

## 板橋区猫の譲渡・TNRに係る助成実施要綱

(令和4年8月19日区長決定)

(令和7年4月 1日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、猫に係る地域の環境問題を新しい飼い主への譲渡及びTNRをもって解決し、より良い地域環境を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 登録ボランティア

飼い主のいない猫に係る問題を解決するため、板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（令和4年8月19日区長決定）に基づく登録を行った個人又は団体

(2) 飼い主のいない猫

明確な飼い主がおらず、屋外にて自由に行動している猫

(3) 譲渡対象とする猫

飼い主のいない猫以外で、生活衛生課長が特別に認める猫

(4) TNR

飼い主のいない猫を捕獲し（Trap）、去勢・不妊手術を行い（Neuter）、元の生息地へ戻す（Return）、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐための取り組み

（去勢・不妊手術費等の一部助成）

第3条 区長は、登録ボランティアが飼い主のいない猫又は譲渡対象とする猫に去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着を行う場合、登録ボランティアに対しその費用を予算の範囲内で助成する。ただし、TNRの猫については、マイクロチップ装着費用の助成は除くものとする。

(助成の対象となる猫)

第4条 助成の対象となる猫は、板橋区内で生活しており、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) TNRした飼い主のいない猫

(2) 新たな飼い主（里親）に譲渡する予定の飼い主のいない猫又は譲渡対象とする猫

2 前項各号に定める猫のほか、区長が適当と認めた猫についても対象とするものとする。

(助成金額)

第5条 前条に定める助成金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 去勢手術（オス） 1匹につき10,000円

(2) 不妊手術（メス） 1匹につき16,000円

(3) マイクロチップ装着 1匹につき 7,500円

2 助成の対象となる去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着が前項に定める金額に満たない場合は、手術費用を助成金額とすることとする。

(助成金の申請及び請求)

第6条 第3条に定める助成を希望する登録ボランティア（団体登録の場合は代表者）は、別紙の条件に同意の上、猫の譲渡・TNRに係る費用助成金申請書・請求書及び手術等完了届兼支払金口座振替依頼書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 動物病院が発行した手術費等の領収書の原本

(2) その他区長が必要と認める書類

2 前項による申請の対象となる猫のうち、第4条第1項第2号に規定する猫が含まれる場合は、登録ボランティアは、飼い主募集申請書（別記第2号様式）に該当する猫の写真を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があつて事前に区長に申し出た場合は、この限りでない。

3 第1項による申請は、手術日及びマイクロチップ装着日が登録ボランティア登録日以降のものとする。

(助成金の交付の決定・通知及び交付)

第7条 区長は、前条の規定による助成金の申請があつたときは、申請に係る書類の審査を行い、適当と認める場合は助成金の交付決定を行い、猫の譲渡・TNRに係る費用助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に助成する金額を通知し、助成金を交付する。

(助成金の重複禁止)

第8条 登録ボランティアは、この要綱の規定により助成金の交付決定が行われた猫において、他の規定による同種の助成金と重複して交付を受けることはできない。

(実施期間)

第9条 この要綱に定める助成事業は、令和10年3月31日で終了とする。

(雑則)

第10条 助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区助成金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定のあつた日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定による申請は、令和7年9月30日までにを行うものとする。
- 4 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

## 別紙（第6条関係）

### 助成条件

#### 1 実施状況報告

区長は、登録猫ボランティアの助成に係る活動の実施状況について、必要があると認めるときは、登録ボランティアに報告を求めることがある。

#### 2 是正のための措置

区長は、1による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める助成条件に適合しないと認められるときは、当該助成事業等につき、登録ボランティアに対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 3 交付決定の取消し

区長は、登録ボランティアが次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

なお、(1)から(3)までの規定は、助成金について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 4 助成金の返還

区長は、登録ボランティアが、交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、期限を定めて当該部分に係る助成金の返還を命じるものとする。

#### 5 違約加算金

登録ボランティアは、3により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 6 延滞金

登録ボランティアは、4により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 7 事情変更による届出

登録ボランティアは、助成金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その承認又は指示を受けるものとする。

## 8 他の助成金等の一時停止等

区長は、登録ボランティアが助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は、事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

## 9 財産処分の制限

登録ボランティアは、助成事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに助成事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けないでこの助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 10 財産処分による収入の納付

9 の規定による区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は登録ボランティアに対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

## 11 財産の管理義務

登録ボランティアは、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

## 12 助成の条件

助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額についての条件は、以下のとおりとする。

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

## 13 財産処分等による収入の納付

登録ボランティアから財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、区長は、その納付額の全部又は一部を納付させることがある。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者（団体の場合は、代表者の氏名・住所を記入）

団体名： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

住所： 〒

板橋区 \_\_\_\_\_

猫の譲渡・TNRに係る費用助成金申請書・請求書  
及び手術等完了届兼支払金口座振替依頼書

猫の（去勢・不妊手術 / マイクロチップの装着）が完了しましたので、領収書を添えて下記のとおり申請・請求します。

なお、支払金は下記の口座にお振り込みください。

記

1 請求金額

¥
---

【内訳】

- ・去勢手術(オス) 10,000円 × 匹 = 円
- ・不妊手術(メス) 16,000円 × 匹 = 円
- ・マイクロチップ装着 7,500円 × 匹 = 円

2 振込口座情報

振込先金融機関		銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合						支店
振 込 口 座	預金種別	普通					当座	
	口座番号						右づめでお願いします	
	フリガナ							
	氏名							

※団体で申請する場合、申請者及び振込口座情報は代表者となります

※領収書の宛名と申請者氏名または振込口座氏名が異なる場合は、委任状が必要です

### 3 手術等した猫（手術＝去勢・不妊手術 / MC＝マイクロチップ）

申請する猫は、板橋区内で生活する猫です。

	性別	手術日 MC装着日	活動内容	MC番号 ※TNRの場合は、猫の毛色、 体格、推定年齢を記入
1	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
2	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
3	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
4	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
5	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
6	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
7	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	

※記入欄が不足したときは、裏面または別紙に記入してください

合計	去勢手術 (オス) 匹	不妊手術 (メス) 匹	MC装着 匹

※TNRをした猫の場合は、マイクロチップ装着費用の助成金の申請はできません

※特段の事情がない限り、TNRでは猫に耳カットをしてください

### 4 領収書の確認事項

□にレ印を記入してください。※領収書は原本をご提出ください（コピー不可）

1	宛名（登録猫ボランティアの氏名）が記載されている	<input type="checkbox"/>
2	手術日（領収書発行日）が記載されている	<input type="checkbox"/>
3	TNRをした猫の場合、 <u>飼い主のいない猫（ノラ猫）</u> の手術であることが記載されている	<input type="checkbox"/>
4	去勢・不妊・MC装着の判別ができる	<input type="checkbox"/>
5	複数匹の場合は、去勢・不妊・MC装着の匹数、金額の内訳が記載されている	<input type="checkbox"/>
6	動物病院の情報（病院名、所在地、電話番号等）が記載されている	<input type="checkbox"/>

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者（団体の場合は、代表者の氏名・住所を記入）

団体名： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

住所： 〒

板橋区 \_\_\_\_\_

### 飼い主募集申請書

保護した猫の新たな飼い主を募集するので、猫の写真を添えて下記のとおりワンニャンバンクに登録を申請します。

記

#### 1 猫の情報

種類				毛色		
性別	オス・メス	年齢	才	か月	仮名	
その他の情報	去勢・不妊手術	済・未	ひとこと	性格・特徴等		
	マイクロチップ	有・無				
	耳カット（猫のみ）	有・無				
	健康状態	良・持病有				
	持病等がある場合は詳細を記入					
その他				条件		

※記入欄が不足したときや複数匹申請するときは、別紙（様式なし）にご記入ください

#### 2 登録者の情報 下のいずれかの□にレ印を記入してください。

申請者と同じ  / その他（下に登録者の情報を記入してください）

氏名		電話番号	
住所	板橋区		

※登録者の情報は、ワンニャンバンクホームページには掲載いたしません。

裏面へ続く ▶

### 3 注意事項

○譲渡予定の猫の助成金を申請する場合は、この申請書と猫の写真の提出によるワンチャンバンクへの登録が必要です。対象の猫を捕獲する前に、すでに新たな飼い主が決まっている等の場合は、事前に生活衛生課までご相談ください。

○申請前に、ワンチャンバンクホームページ「犬や猫を譲りたい方」「手続きの流れ」を必ずご確認ください、記載内容に同意の上でご申請ください。

ホームページ  
はこちら ▶



○猫の写真は、全身が写っているものをご提出ください。

○登録期間(ホームページ掲載期間)は登録日から3か月です。掲載延長を希望する場合は、登録期間満了の日までに生活衛生課までご連絡ください。延長は、登録日から最大6か月までとなります。

○譲渡に際し、譲り受け希望者に去勢・不妊手術費用、マイクロチップが装着費用、ワクチン接種費用等を請求する場合は、事前によく説明し、合意の上で話し合いを進めてください。ただし、去勢・不妊手術費用、マイクロチップ装着費用については、助成金を申請した場合または申請予定の場合は、譲り受け希望者にこれらの費用を請求することとはできません。(生体は無料提供に限ります)

○下記に該当するときは、生活衛生課にご連絡ください。☎03-3579-2332

・譲渡が成立したとき

▶ホームページの掲載を取り下げます。

・ワンチャンバンク以外の場で譲渡相談中のとき

▶ホームページに、紹介中のためご案内できない旨を追記します。

・登録期間の延長を希望するとき

▶登録期間満了の日までにご連絡ください。

年 月 日

様

板橋区長  
(公印省略)

## 猫の譲渡・TNRに係る費用助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請・請求のあった猫の譲渡・TNRに係る費用助成金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

### 1 交付対象の猫

去勢手術（オス）	匹
不妊手術（メス）	匹
マイクロチップ装着	匹

【内訳】TNR： 匹 / 譲渡： 匹

【内訳】TNR： 匹 / 譲渡： 匹

### 2 交付金額

円
---

【内訳】

- ・去勢手術(オス) 円 × 匹 = 円
- ・不妊手術(メス) 円 × 匹 = 円
- ・マイクロチップ装着 円 × 匹 = 円

### 3 ワンちゃんバンク登録

登録番号	毛色	性別	年齢	仮名

### 4 交付予定日

年 月 日